

令和4年4月15日

大幸薬品株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」といいます。）に対し、同社が供給する「クレベリン 置き型 60g」と称する商品及び「クレベリン 置き型 150g」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 大幸薬品株式会社（法人番号 2120901007344）
所在地 大阪府吹田市内本町三丁目34番14号
代表者 代表取締役 柴田 高
設立年月 昭和21年11月
資本金 12億161万6880円（令和4年4月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

ア及びイの各商品（以下「本件2商品」という。）

ア 「クレベリン 置き型 60g」と称する商品（以下「本件商品①」という。）

イ 「クレベリン 置き型 150g」と称する商品（以下「本件商品②」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

商品パッケージ、「TAIKO」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）及び「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）

(イ) 表示期間

別表1「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（別紙1ないし別紙7）

例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを除去※」、「用途 空間のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いただけます。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品をリビング等の室内に設置すれば、本件2商品から発生する二酸化塩素の作用によ